

第十回 参議院文部委員会會議録第二十九号

昭和二十六年三月二十八日(木曜日)午前十時四十一分開会

委員の異動

本日委員大谷繁潤君辞任につき、その補欠として川村松助君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

- 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)
- 宗教法人法案(内閣提出・衆議院送付)
- 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)
- 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(堀越儀郎君) それではこれより本日の会議を開きます。

日程第一、国立学校設置法の一部を改正する法律案を上程いたします。御質問のおありのかたの御発言を願います。

○荒木正三郎君 国立学校設置法の一部を改正する法律案の附則第二項に關して、この附則第二項は「第三條の改正規定により廃止された学校の職員は、別に辞令を發せられぬときは、昭和二十六年三月三十一日限り職員の身分を失うものとする。」という規定であります。ところがこれは制度の改廃によつて止むを得ない措置であるというふうにか考へることは、余りにもこ

れらの学校に勤めておる教職員の身分を無視するものだと思はれるのであります。こういう制度の改廃によつて起る犠牲を教職員のみに負わせるというふうなことは當を失しておるものではないかと、かように考へておるわけでありました。前の商船学校を文部省に移管いたしました際も、やはり当文部委員会においては、失職等の虞れのないうようにしてもらいたいという委員会の決議があつたのでございます。そういう点から考へまして、これをこのまま容認するということは、我々として忍び得ないものがあるでございまして、これに對しまして、大臣において何か特別な御考慮があるかどうかといううことをお伺いしたい、かように思うわけでございませぬ。

○國務大臣(天野貞祐君) その点につきましては、私は次のように考へております。即ちこの退官する専門学校等の職員に對しては、大学当局と共に極力就職の斡旋及び退職金についての特別の処遇を講ずる等、温い心持を以て失職者を生じないように善処したいと思つておるやうでございます。

○荒木正三郎君 私どももいたしましては、この附則第二項を削除する修正の意見を持つておつたのでございまして、只今の大臣の言明を了承いたしました。そして、そうして文部当局において今の大臣の言明の通り実現して頂くということを了解いたしました。この修正を出すことを取りやめたいと、かように考へております。なお委員長におかれども、この大臣の言明は委員長報告の際、本会議においてこれを明らかにして頂きたいという希望を申添えまして終ります。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に對する御質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思つておるやうでございます。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思つておるやうでございます。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思つておるやうでございます。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思つておるやうでございます。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思つておるやうでございます。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言ございませぬか。御意見も盡きたようございませぬから、討論は結局したものと認めさせていただきます。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思つておるやうでございます。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思つておるやうでございます。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思つておるやうでございます。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思つておるやうでございます。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思つておるやうでございます。

多数意見者署名

梅原 眞陸	工藤 鐵男
加納 金助	川村 松助
平岡 市三	木村 守江
山本 勇造	高橋 道男
高田なほ子	成瀬 幡治
木内キヤウ	大隈 信幸
矢嶋 三義	荒木正三郎
若木 勝藏	

○委員長(堀越儀郎君) それでは日程第二、宗教法人法を上程いたします。御質問ございませぬか。別に御発言なければ本案に對する質疑は終了したものと認めさせていただきます。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思つておるやうでございます。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思つておるやうでございます。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思つておるやうでございます。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思つておるやうでございます。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと思つておるやうでございます。

て、宗教を尊重し又特殊な宗教に片寄らないという点におきまして、ここに画期的な一つの宗教科を制定せられ、国民の宗教的教養を正しく高められるということを要望して、私はこれに賛成を表するものであります。

○矢嶋三義君 私には本案に賛成を表するものであります。この法案の提案の理由にも書いてありますように、宗教活動の自由と自主性、これを尊重して、その点は非常に結構だと思っておりますが、それと同時に、やはりこの法案の骨格を成しておられるところの責任を公共性というものも、強くこれは要求されなければならないと思っております。そういう意味におきまして、この法案の骨子であるところの認証並びに解散の手続につきましては、十分慎重に法を運用され、特に公共性というような立場から、戦後雨後の筈のごとく発生した淫祠邪教の取締にはこの法の運用の適正を期せられる必要があることを申述べて、私の賛成の意を表する言葉を終る次第であります。

○高橋道男君 私も本法案に賛成の意を表するものであります。簡単に申し上げますが、その理由を述べることをお願いしたいと思います。本法案においては、先ず政教の分離と信教の自由の態度が明白にされているということが第一賛成するところでございます。現行の法令におきましては、信教の自由ということが放任された形でおかれておられるために、ややともすると擾るべき状況が発生しておつたのでありますけれども、今回の法案におきましてはその点が是正されて、即ち認証その他の制度によつてこれが自由に対する限度が與えられることにな

るのでございます。自由に対しては当然限度があるのが至当であると思うのでございますが、その点を本法案が主張しておられるという点に先ず賛成を表するのでございます。もう一点は宗教団体に対して法を以て或る程度の民主主義運営というところの体制を求めている点でございます。これは責任役員三名以上の設置及び規則の改正、或いは財産管理というような点に關して公告の制度が改められたいという点であると思つておられます。宗教自体はその精神として社会の革新的な意図を持つておられると思つておられるが、その発展途上においては、ややともすると或る点に凝固して、制度上は善悪性がなく、民主性を欠くような運営が起り勝つておられると思つておられるが、今回は少くとも制度においてこれが法律上求められるという点に誠意に結構なことだと思つておられます。但しこれは制度の上のことであつて、内容についてはなお宗教団体当事者において十分努めて行かなければならぬ点があると思つておられますが、私はこの二点を主たる理由として賛成を表するのでございますが、この法の運用に當りまして若干の希望を申し上げたいと思つておられます。無論全面的にこの法文の適用に賛成するのであります。なにかん

ずく第一條、第三條、第八十一條、第八十四條、五條、六條などの解釈なす、その精神の普及すること、又この精神が重んじられることは、私はこの法の施行上最も大事なことだと思つておられます。無論全文を通じて流れておられる、或いは法文の上のみならず法の行間、文理に流れておられる立法の精神が誤ることなく法に關係のある末端の人

まで正しく理解され、解釈され、これが適用されることを望みたいと思つておられます。その法の解釈適用につきましては、従来ややともすると各官庁間において、又機關の末端においてその解釈などについてしばしば異なるものが現われておつたのであります。今回は幸いに宗教法人審議会というものであるから、一されて誤ることなく施行されることを希望するのでございます。すでに本院においては、週日六人の参考人によつても表明されたごとき宗教界の殆んどすべてを挙げて本法案の成立を希望しておられるのであります。私のところへも神道會連合會、或いは仏教會連合會などからも本法案の一日も早く成立せんことを希望して参つておられるのであります。この意味におきまして、私は満腔の賛意を以てこの法案の成立を希望するのでございます。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言ございませんか。御意見も盡きたようでございます。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないものと認めます。 それではこれより採決に入ります。宗教法人法案、これを議題といたします。本案を可決することに賛成のかたの御起立をお願いします。

〔総員起立〕

告の内容は本院規則第四百條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになっております。が、これは委員長において本案の内容を、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにしたしまして、御承認を願うことに御異存ございませんか。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないものと認めます。 それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておられますから、本法案を可決することに賛成されたかたは順次御署名をお願いします。

○委員長(堀越儀郎君) 日程第三、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を上程いたします。御質問のあるかたは……御発言ございませんか。それでは本法案に対する質疑は終了したものと認めて御異存ございませんか。

賛成の意見を表するものであります。市町村立の小学校及び中学校、盲学校、ろう学校並びに市町村立の高等学校の定時制の教職員の給与については今まで明確な規定がなかつたのであります。が、本法案によつてこれが都道府県の負担となるということがはつきりと規定された点に結構であると存じます。第二点といたしましては、教育公務員特例法施行以後採用した教員についての身分保障について、特に恩給法の規定の準用がなかつたのでございますが、この法案によりまして教員の身分の保障が完全になつたという点、第三点において公務災害補償に対する明確な規定がございまして、したが、今後都道府県によつてこれを負担する義務を生じたわけでございますので、誠に市町村立の教職員のための保護法案と考へまして賛成をする次第でございます。併し附加しておきたいことは、幼稚園におきまして幼児の教育に専念する教員の給与、身分の確保という点が誠に不完全でございますが、特に小学校の教員と同じ資格を持つて幼児教育に専念する幼稚園の教職員が公務災害に會つた、場合においても何ら保護規定がございせんが、昨日文部大臣は幼児教育の重要性については十分認められ、将来これが適切な対策を講じられる旨の御発言がございまして、特に公務災害補償につきましては、個々の場合において特別平衡交付金で考慮するというのが明らかになつたのでございますので、これが実施方を強く要望いたしまして、本法案に賛成の意見を終ります。

○矢嶋三義君 私は本法案に賛成の意を表するものであります。併し若干

な本会議における委員長の口頭報

- | | |
|-------|-------|
| 梅原 眞隆 | 工藤 鐵男 |
| 加納 金助 | 川村 松助 |
| 平岡 市三 | 木村 守江 |
| 山本 勇造 | 高橋 道男 |
| 成瀬 幡治 | 高田なほ子 |
| 大隈 信幸 | 荒木正三郎 |
| 若木 勝藏 | |

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないものと認めます。 それではこれより討論に入ります。宗教法人法案は全会一致を以て可決することにいたしました。なお本会議における委員長の口頭報

意見を申述べますが、本改正案は現行法において時宜に適した改正ではあります。法の整備としてはむしろ遅きに失したものと考へるものであります。この法律案を審議する過程において質問を申し上げましたように、当面解決すべき問題としては、このうちにあるところの日直宿直の手当の問題は、各都道府県におきまして、或いは定額或いは超勤手続によつて支給されておりますが、この問題は多額の経費を要する問題であります。昨日政府委員からも答弁がありましたように、中央において何らかの財政的措置を講じ、早急に超勤の手続によつて支給されるよう解決されるべきものだと痛感いたしましたものであります。と同時に直接にはこれと関係ないのであります。やはり質疑の間に展開されましたように、教職員の勤務時間、拘束時間、それらに伴ひまして生ずるところの超勤勤務手当の制度というものは、一日も早く確立しなければならぬと思つております。超勤勤務の手当の問題を出しますと、教職員の職務と責任の特殊性から別表というものを考へておる、その別表というものは、更にやがて布かれんとするところの職階制とも関連しておる、こういうふうに關つておこなつておりました、早急に解決する機運の見えないのは非常に遺憾とするところでありまして、超勤勤務手当の制度を確立するか、それを含んだところの別表というものを教職員の待遇改善という立場から、根本的には教職員の責任とその職務の特殊性という立場から、一日も早く解決しなければならぬ重大な問題である、こういうふうに考へるものであります。更に

ここに退職年金並びに退職一時金を都道府県の負担とするという事を明記されたわけでありまして、この制度を地方公務員法によりまして、速かに実施しなければならぬということが謳われておるわけでありまして、教育公務員特例法施行後に教育界に身を投じた者にはその制度が確立してないわけでありまして、一日も早く退職年金並びに退職一時金の制度を確立しなければならぬ、而もそれは地方の財政と併せて考へまして、殊に義務教育に從事する教職員の生活安定保障という立場から、昨日も政府委員が答弁いたしましたように、マイヤースの勸告書に副つて国家公務員に準じて取扱うというやうな制度を早急に確立する必要があると考へるものであります。更にここに要望申上げておきたい点は、公務員書補償につきまして、学校医がそれに遭難したやうな場合には、やはり学校の医の身分の関係上から、公務員書補償の適用はできないのだ、それに支出する経費を市町村が困つたやうな場合には、特別平衡交付金の精神を生かして、地財とも交渉し努力したいという答弁があつたと思つておる、これは誠に適切な答弁であると思つておるわけでございます。この点につきましては文部省として十分努力されるよう強く要望するものであります。更に私はこの法律案を審議するに當りまして、私は將來のことについてこの際意見を申述べ、要望しておきたいと思つておる。申しますのは、現行法の枠内においてこういう提案がされますけれども、この法律というものは、結局今後の教育財政をどうしようかというふうに行かといふ、又教育委員会と教育財政の関係を

どうする、更には教育委員会をどの程度に設置するか、こういう我が国教育制度の根本に通ずる問題でありまして、その根本的解決をする必要は、その提案理由の中にも出ておると思つておる。或る面には教員の身分の保障という立場から、或いは適正なる教員の異動という立場から、或いは貧弱なる地方財政を破綻に導かないためにかくくしなければならぬという提案理由を述べられておるのであります。私先ほど申し上げたやうな問題に通ずる問題でありまして、この法律案の通過と共に、常に問題とされておりますところの教育委員会制度協議会は、或いは大臣が言われたところの教育財政審議会、こういうやうな二つの会といふものを十分マッチさせ、根本的な解決へと進んで行くべき一つの私はやはり前提をこの改正案の提議には含んでおる。こういうふうに考へるわけでありまして、そういう根本的な解決の方向へ今後政府が努力されることを要望いたします。私は本法律案の改正に賛成いたします者であります。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言ございませぬか。御意見も盡きたやうであります。討論は結局したものと認めて御異存ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。本法律案を可決することに賛成のかたの御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○委員長(堀越儀郎君) 満場一致でございます。よつて市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案は全会一致を以て可決することに決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は本院規則第一百四條により、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。これは委員長において、本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにいたしました。御承認願うことに御異存ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することに賛成されたかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

若木 勝蔵 荒木正三郎
矢嶋 三義 大隈 信幸
木内キヤウ 成瀬 晴治
高田なほ子 高橋 道男
山本 勇造 木村 守江
平岡 市三 川村 松助
工藤 鐵男 加納 金助
梅原 眞隆

改正する法律案を上程いたします。御質疑ございませんか。御質疑がないようであります。本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なお修正の御意見がございましたら、この際お述べをお願いします。

○荒木正三郎君 私は今議題になつております教育職員免許法の一部を改正する法律案に対しまして修正の御意見を持つておるものであります。高田なほ子君ほか五氏を代表いたしました。その修正案を説明いたしたいと、かように考へております。

先ず初めに修正案の内容を申し上げます。教育職員免許法の一部を改正する法律案の一部を修正いたします。附則第七項の改正規定中「二年」の下に「(特別の事情ある都道府県で政令で定めるものにあつては、三年)」を加えるのであります。

その修正理由を申し上げます。その修正理由を申し上げます。その修正理由は、この附則第七項と申しますのは「臨時免許状については、当分の間、相当期間にわたり普通免許状又は仮免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第九條第三項の規定にかかわらず、都道府県の教育委員会及び都道府県知事が協議して、都道府県の教育委員会規則又は都道府県規則で、その有効期間を二年とすることができ。」というものが政府原案の内容でございます。併し現在日本の実情を見まする場合、或る地方におきまして

は資格を持つてゐる教員をなか／＼得にくい事情のところがございます。その一例を挙げますと、北海道のごときは特にさういふ事情にございまして、過半数が臨時免許状を持つておる教員で充たされてゐるような現状でございます。こういう現状を見まするときは、なお二年を以て区切るという事は、こういう地方にあつては多少無理が生ずるのでございます。そこで、こういう事情のあるところにおいては都道府県で政令を以て三年まで延長することができると、かようにいたすことが実情に即した措置であると、かように考えまして、この修正案を提案いたしましたよ

うな次第でございます。どうかこの趣旨を御了承頂きますと、皆様ごの御賛成を頂きたいと、かように考えておる次第でございます。

○委員長(堀越儀郎君) ほかに御意見ございませんか。

○木村守江君 私はこの修正案に對しまして賛意を表するものであります。但し本修正におきましては二年を三年に延長することになつたのですが、徒らに年限を増すことによつて教職員の自発的な研鑽ということの障害となつてしまふことになりまして、ならば、これは大きな根本的な間違いを生ずると考へるのであります。併し只今修正案提出者が申述べられましたように特別の事情のある都道府県においては、政令の定めるところによつてこれを決定するのであります。この心配はないと考へられますが、ややもすれば年限の延長によつて、而して教職員の質の向上を遅延せしめるといふような虞れのあることを考へまするときに、この特別な事情という点を勘案

されまして、この案のいやが上にも適正なる施行をされんことを希望條件といたしまして賛成をするものであります。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御意見はございませんか。

○矢嶋三義君 私は本法律案の修正部分並びにそれを除く原案に賛意を表するものであります。この免許そのものが我が国の実情に即してゐるかどうかという点については、私は多分の疑問を持つております。我が国の実情から非常に飛躍した法律であるといふように常々考へ、この法の運用に非常に困難を感ずるのが実情だと、こう私は考へておるのであります。一度出されたこの法律の枠内におきまして我が国の実情に即するように更に五十万有餘の教職員の個々の均衡を図るといふ立場から、本修正案がここに出されたことには、私は関係当局の努力を多とするものであります。

只今ここに提出されました修正案に對しましては提案者に全幅の賛意を表するものであります。ただ私は昨日も質問の際に申し上げましたように、強く政府に要望して置きたい一点があるわけでありまして、それはこの修正案の五頁にあります。別表第七中盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の一級普通免許状の項の第四欄に「六」を加へると、即ち特殊学校の教員が二級から一級に進むに當つて、更に特殊な六單位が追加されるという事は私は特殊学校の教員の現在の確保状況、並びに特殊学校と一般普通学校の教員の交流と、更に先般の給與法改正によりまして従来認められていたところの四号俸の調整号俸が半分に削除され

たと、こういうような点を併せ考へますときに、私は我が国の特殊学校等の現状から考へて、この六單位を加へるといふことは非常に無理だと、こういうふうな考へるものであります。従いましてこの法の運用につきましては十分特殊学校教員を確保できるという立場から、講習の時期とか或いは講習を開く場所、回数、更にはその講習を受けるために特殊学校の教職員が受けることゝの負担の軽くなるような、それらの点に十分文部省も、更に文部省は都道府県当局に指導助言を與えられまして、特殊学校の教員の負担が重くならないように、延いては特殊学校教員の確保ができて、特殊教育の振興を図ることができるといふ努力を政府において、強力にして頂きたいといふことを要望いたしまして、私は修正部分並びに修正部分を除く原案に賛意を表するものであります。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御意見ございませんか。別に御意見もないようでございます。討論は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。教員免許法の一部を改正する法律案について採決をいたします。先ず討論中にありました荒木君ほか五名の修正案を議題に供します。荒木君ほか五名の提出の修正案に賛成のかたは御起立をお願いします。

次は修正の部分を除いた原案を議題に供します。修正の部分を除いた原案に賛成のかたの御起立をお願いします。

○委員長(堀越儀郎君) 全会一致でございます。よつて教育職員免許法の一部を改正する法律案は全会一致を以て修正議決されました。

なお、本会議における委員長のお口頭報告の内容は、本院規則第四百四條により、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の概要、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにいたしました。御承認を願うことに御異議ございませんか。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を修正可決することに賛成されたかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

若木 勝藏 荒木正三郎
矢嶋 三義 大隈 信幸
木内キヨウ 成瀬 幡治
高田なほ子 高橋 道男
山本 勇造 木村 守江
平岡 市三 川村 松助
工藤 鐵男 加納 金助

○委員長(堀越儀郎君) 日程第五、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案を上程いたします。本法案に御質疑のあるかたは……御質疑もない

ようでございますから、本法案に對する質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なお修正案の御意見がございましたら、この際お述べをお願いします。

○荒木正三郎君 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案に對しまして、修正意見を持つておりますので、修正案を提案いたしたいと思います。先ず始めに、修正案の内容を申し上げたいと思ひます。

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案に對しまして、修正意見を持つておりますので、修正案を提案いたしたいと思います。先ず始めに、修正案の内容を申し上げたいと思ひます。

第二條第一項の表の第七号の三の改正規定の上欄中「中学校」を「下欄に掲げる相当学校」に、同号の改正規定の下欄中「中学校」を「小学校及び中学校」に改める。

同表第七号の四の改正規定の上欄中「小学校」を「下欄に掲げる相当学校」に、同号の改正規定の下欄中「小学校」を「幼稚園及び小学校」に改める。

免許状を與えるというものでございませぬ。併し現在国民学校専科教員の免許状を持つておる者で、ただ中学校に勤務しておる者ばかりでなく、中には小学校にも相当勤務しておるのでございませぬ。これを中学校に勤務しておる者のみにかような恩典を與え、小学校に勤務しておる者については何ら考慮されておらないということは、そこに適正を欠くものがあると思はれます。おる次第でございませぬ。そこで中学校、小学校の両方に勤務しておる者、これには何らの差等をつけないで、やはりこの法の趣旨のように、五年以上良好な成績で勤務した者については、二級普通免許状を與えるようにしたい、こういう考えでございませぬ。

それから第七号の四と申しますのは、旧国民学校令による国民学校初等科教員免許状を有する者、五年以上小学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する者については、小学校の教員の二級普通免許状を與えるという趣旨でございませぬが、これもやはり幼稚園においても、こういう人たちに對しても同等の取扱をしたいというのが、この私どもの修正意見の趣旨でございませぬ。このことにつきまして、この法案が本委員会において審議されました際、各委員よりこの点については十分指摘されたところでありませぬ。特に木村委員からこの点に關しまして詳細な質疑があつたところでございませぬ。私どもの修正意見を諒とせられまして、御賛同を切にお願いたしましたして、提案理由を終りたいと思ひませぬ。

○木村守江君 私は教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案に對する

只今御説明の修正案に對しまして、賛成を表するものであります。但しこの別表第七号に該当する職員は、即ちこの数が少いものであると考えられますが、国民学校の専科教員の免許状を有する者のその本質から考えまして、これは当然中学校の教職員として適當なものであります。故に、かようなことがありました際には、やはり中学校のほうに転せしめて、適當な場所での適當な教育をすることが、教育の成果をもたらすものであると考えますが、故に、文部省におきましては、地方教育委員会にこの旨を傳達されまして、適正な地位に適當なる人を据えられるよう勸奨せられるよう、お願いして止まない次第であります。

以上希望を申し添えまして、本修正案に賛成いたします。

○委員長(堀越儀郎君) 御意見ございませぬか。別に御意見もないようでございませぬから、討論は盡きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めて、それではこれより採決に入ります。教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案に對して採決をいたします。先ず討論中でありました荒木君ほか五名の修正案を議題に供します。荒木君ほか五名の提出の修正案に賛成のかたは御起立を願ひませぬ。

○委員長(堀越儀郎君) 満場一致でございませぬ。よつて荒木君ほか五名の提出の修正案は可決されませぬ。

次に修正の部分を除いた原案を議題に供します。修正の部分を除いた原案に賛成のかたの御起立を願ひませぬ。

〔総員起立〕

○委員長(堀越儀郎君) 全会一致と認めます。よつて教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案は全会一致を以て修正議決されました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。が、これは委員長長において本案の内容及び本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することといたしまして、御承認を願うことに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することに賛成されたかたは順次御署名を願ひませぬ。

多数意見者署名

若木 勝藏 荒木正三郎
矢嶋 三義 大隈 信幸
木内キヤウ 高田なほ子
高橋 道男 平岡 市三
木村 守江 梅原 眞隆
工藤 鐵男 川村 松助
加納 金助

○委員長(堀越儀郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 堀越 儀郎君
理事 加納 金助君
成瀬 幡治君
若木 勝藏君

委員

本内キヤウ君
木村 守江君
川村 松助君
工藤 鐵男君
平岡 市三君
荒木正三郎君
高田なほ子君
梅原 眞隆君
高良 とみ君
高橋 道男君
山本 勇造君
大隈 信幸君
矢嶋 三義君

國務大臣
文部大臣 天野 貞祐君

政府委員
文部政務次官 水谷 昇君
文部大臣官房會計課長事務代理 相良 惟一君
文部大臣官房宗務課長 篠原 義雄君
文部省大学 学術局長 稻田 清助君
文部省大学 学術局教職員養成課長 玖村 敏雄君
文部省調査普及局長 關口 隆克君
文部省調査普及局長 關口 隆克君

事務局側
常任委員 石丸 敏次君
常任委員 竹内 敏夫君
常任委員 常任委員

昭和二十六年四月十三日印刷

昭和二十六年四月十四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所